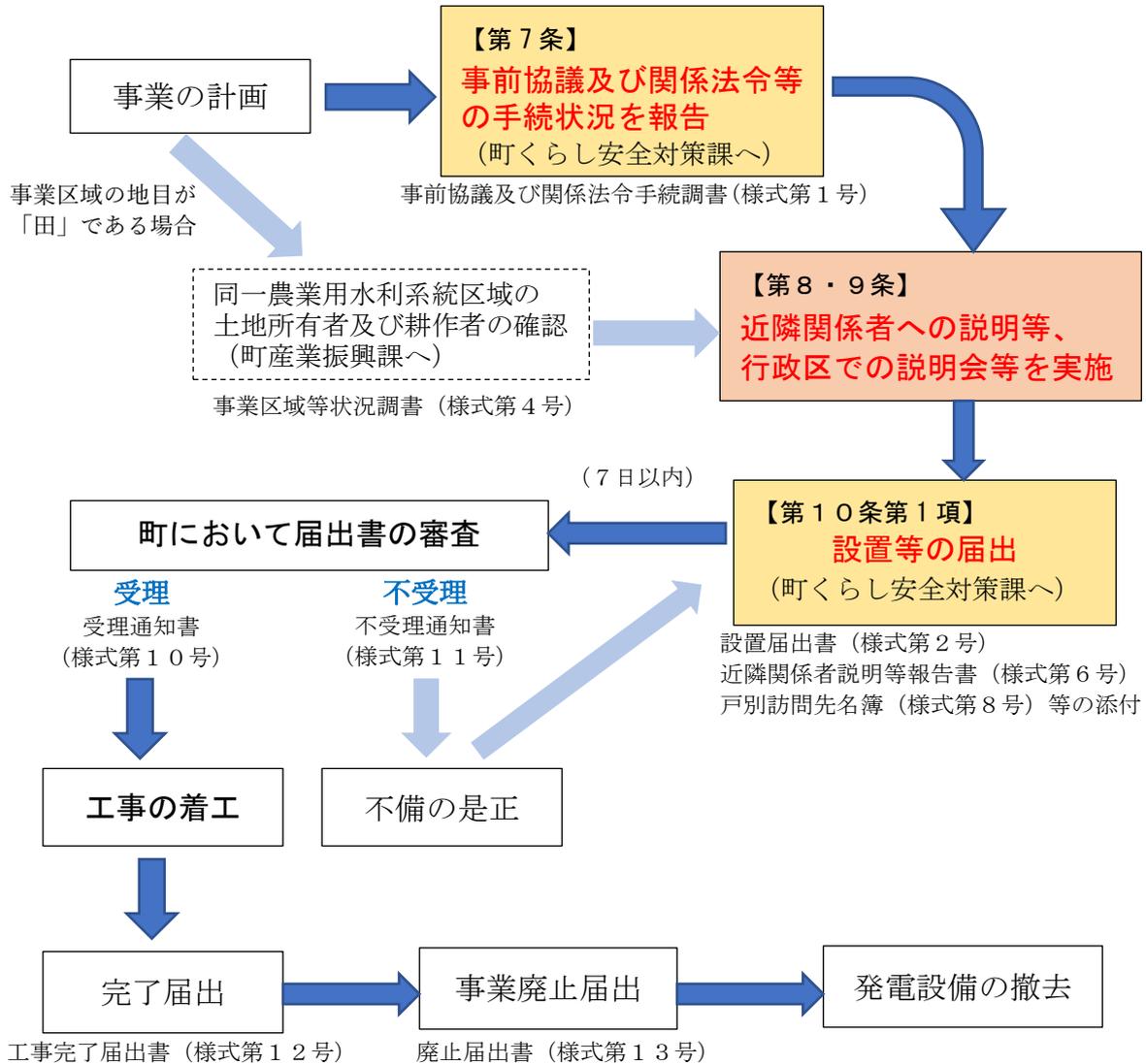


## 梶葉町における太陽光発電設備設置の手続きに係るフロー図

下記のフローは、条例に示す太陽光発電設備の設置等に関する手続きの流れを示したものです。



### 【町が指導又は助言、勧告、公表を行う場合】

【指導又は助言を行う場合】：条例の施行に関し必要があると認めるとき。

【勧告を行う場合】：事業者が下記の事項に該当することを行ったとき。

- (1) 第7条及び第10条の規定による届出を行わず事業を実施したとき。
- (2) 太陽光発電設備の適正な管理を怠り、事業区域の内外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれのあるとき。
- (3) 自然環境等の保全又は災害の防止に重大な影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽があったとき。
- (5) 第12条第1項の規定による立入調査の拒否、妨害等があったとき。
- (6) 指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

【公表を行う場合】：正当な理由なく勧告に従わなかったとき。